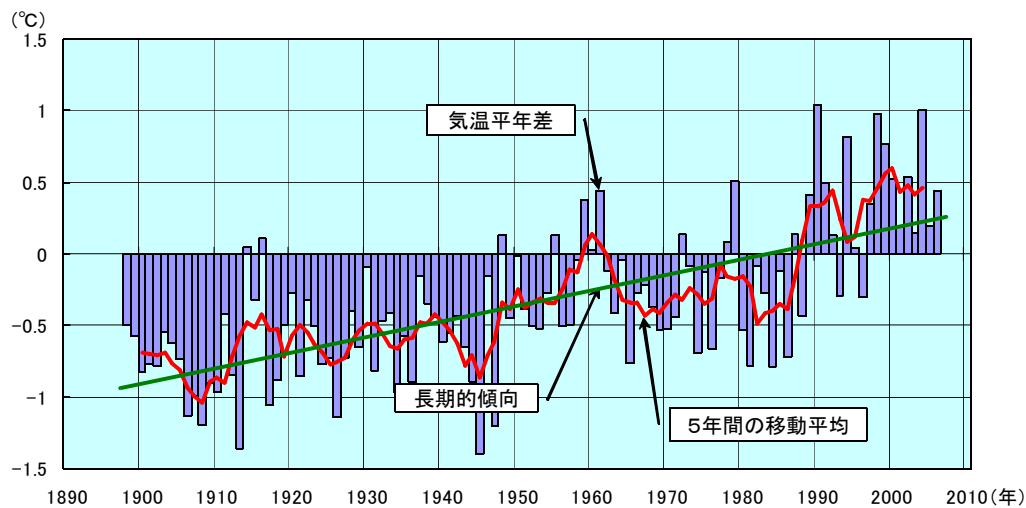


第Ⅱ章 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進

1 地球温暖化防止に向けた国際的取組

- 地球温暖化は、自然の生態系や人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼす最も重要な環境問題の一つ。
- 「気候変動に関する政府間パネル(I P C C)」が平成19年(2007年)に取りまとめた「I P C C 第4次評価報告書」によると、地球の平均地上気温は平成17年(2005年)までの100年間に0.74℃上昇。さらに、今世紀末までに最大で6.4℃上昇すると予測。
- 我が国では、100年で1.07℃上昇していることを気象庁が観測。
- 内閣府の調査によると、地球温暖化のもたらす影響として、海面上昇による沿岸域への被害や、雨量や河川流量の大きな変化などに対して国民の高い関心。

日本の年平均地上気温平年差の経年変化(1898~2006年)

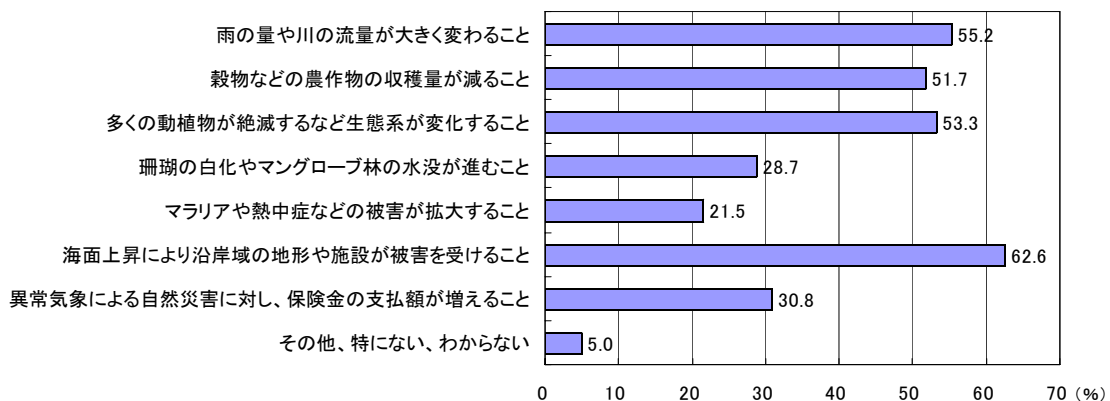


資料：気象庁資料より作成

注：1) 棒グラフ(青)は各年の平均気温の平年差、折れ線(赤)は年々の変動を取り除くため5年間の移動平均、直線(緑)は長期的傾向を示している。

2) 年平均気温平年差は、各地点について月平均気温の観測値と平年値(1971~2000年の30年間平均した値)との差(平年差)を求め、各月について各地点の平年差を平均し、それらの値を1年分平均した各年の値。

地球温暖化がもたらす影響への国民の関心



資料：内閣府「地球温暖化対策に関する世論調査」(平成17年7月実施)

2 我が国における地球温暖化防止対策の推進

- 平成14年の京都議定書の締結を受け、農林水産省では、同年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定し、国、地方を通じた健全な森林の整備・保全等のための取組を推進。
- 平成17年（2005年）に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」においては、我が国の6%削減約束の達成に向け、3.8%に当たる1,300万炭素トンを森林吸収量で確保する目標を設定。森林吸収源は我が国の温暖化対策において特に重要なものとして位置づけ。

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の主な内容

健全な森林の整備

- 各地域において幅広い関係者が参画して、管理不十分な森林の整備に向けた行動計画を作成
- 間伐の実施、育成複層林への誘導等多様な森林の整備等の推進



保安林等の適切な管理・保全等の推進

- 山地災害のおそれの高い地区や奥地水源地域における荒廃地等の復旧整備
- 保安林制度の適切な運用により、保安林の保全対策を推進



木材及び木質バイオマス利用の推進

- 木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等での木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を推進



国民参加の森林づくり等の推進

- 森林吸収源対策に関する国民の理解の促進、森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等を推進



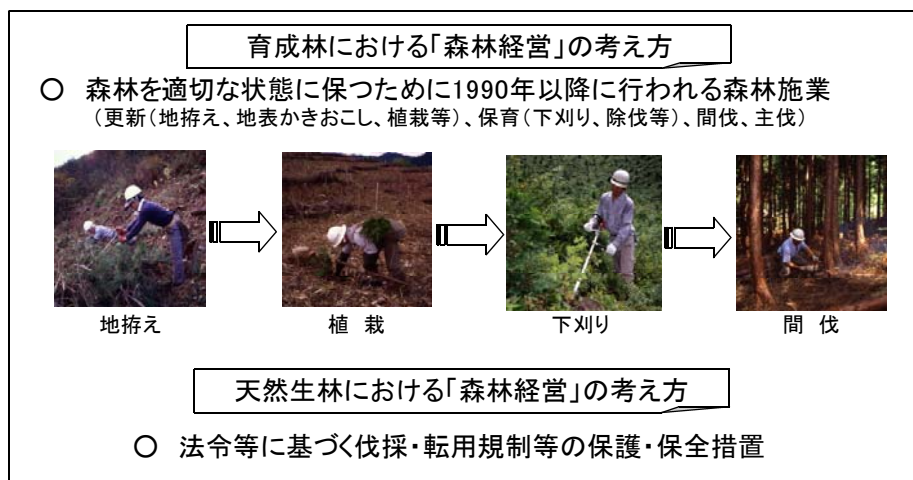
吸収量の報告・検証体制の強化

- 吸収量の報告・検証に必要な森林資源情報を収集するシステムを整備

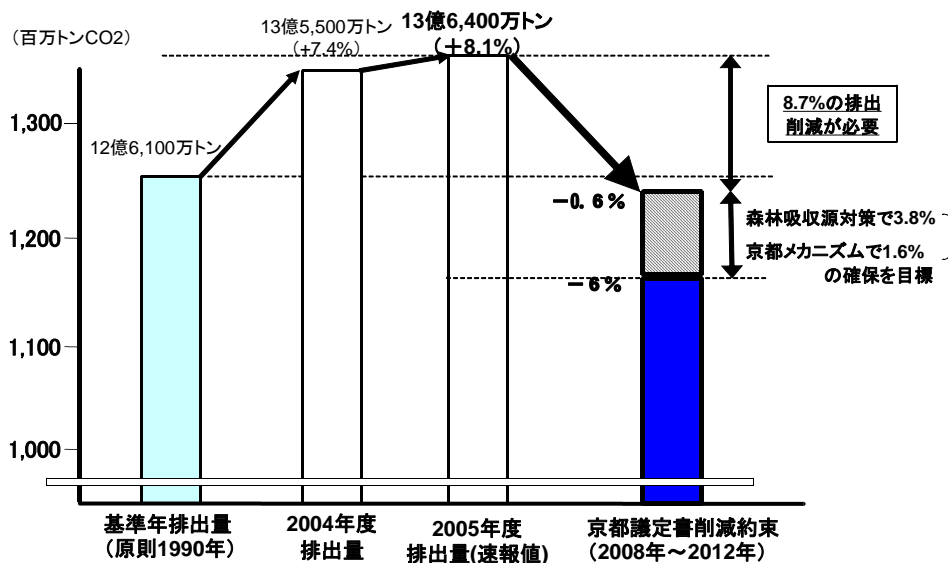


- 政府は、平成18年（2006年）8月、京都議定書に基づく我が国の割当量報告書を気候変動枠組条約事務局に提出。平成2年（1990年）から平成16年（2004年）までの温室効果ガスの排出量・吸収量、第1約束期間における排出量の割当量、森林の定義や森林経営の具体的考え方等について報告。
- 平成17年度（2005年度）の総排出量は、速報値（平成18年10月公表）によると基準年総排出量を8.1%上回っており、6%削減約束の達成には、森林吸収源対策と京都メカニズムが計画どおり進められたとしても、8.7%の排出削減が必要。
- 林野庁が試算したところ、森林吸収量の目標達成には第1約束期間が終了する平成24年度までに毎年20万haの追加的な森林整備が必要であり、第1約束期間の開始を目前に控え、対策の加速化が急がれる状況。
- このため、広く国民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林整備を強力に推進していくことが重要。

我が国における森林経営の考え方



我が国の温室効果ガス排出量



資料：環境省2005年度温室効果ガス排出量速報値